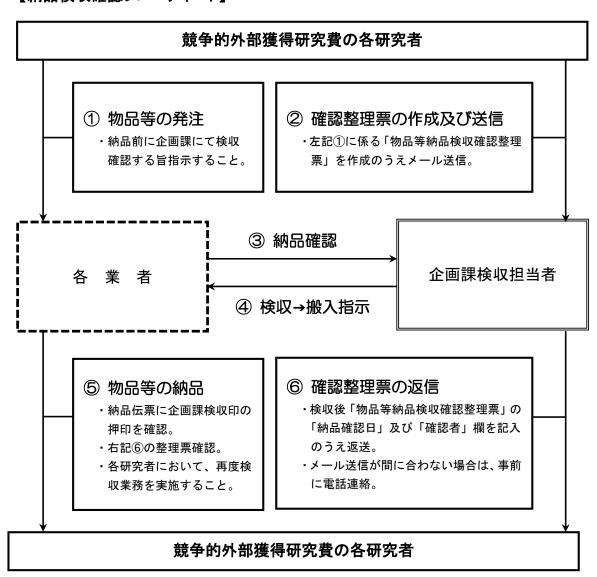
## 競争的外部獲得研究費に係る物品等の検収について

厚生労働科学研究費等の競争的外部獲得研究費により購入した物品等については、発注 した各研究者がその納品を確認しているところであるが、文部科学研究費にかかる発注物品 等の検収については、事務委任先である病院が実施するように指示されている。

また、独立行政法人移行後、物品等にかかる検収実態については国税局の指導監督が非常に厳しくなっており、病院経理分はもちろん、事務委任となっている競争的外部獲得研究費を含めた検収体制の強化が急務となっている。

ついては、競争的外部獲得研究費にかかる発注及び検収業務を、平成 20 年 1 月 1 日以降、下記のとおり取り扱う。

## 【納品検収確認フローチャート】



※成果物がない機器の保守・点検などの検収についても、上記に準じて行うこととする。